



項目：シ 配偶者の認定

分類： 共済組合員証の手引

被扶養者

所管： 経営管理部 職員厚生課

配偶者の認定

被扶養者の要件を備える者が生じたときは、その事実が生じた日から被扶養者として認定されます。

しかし、この届出が扶養事実の生じた日から30日以内になされなかったときは、届出をした日から認定となります。(地方公務員等共済組合法 第55条2項)

(届出をした日とは、組合員が所属所へ被扶養者申告書を提出した日)

被扶養者としての要件を備えているかどうかは、扶養の実態及び扶養しなければならない事情を具体的に調査確認して処理することになっています。

このため、認定しようとする者の所得の状況、組合員との続柄及び生計関係等により提出していただく書類は個々により異なります。

認定に必要な書類は以下のとおりですが、これは一応の目安です。

状況によりこれ以外の書類を提出していただくことがあります。

また、認定しようとする者の所得はその種類に関係なく、すべて申告してください。

【注1】令和2年4月1日より、国内居住要件が追加されました。



国内居住要件.pdf

【注2】令和5年10月より、被扶養者認定における一時的な収入増の取扱いが変わりました。

(「年収の壁・支援強化パッケージ」)



リーフレット(年収の壁).docx



【様式】事業主証明060913.docx

【注3】令和6年12月2日よりマイナ保険証へ移行します。



マイナ保険証への移行のお知らせ(令和6年12月2日～).pdf

国民年金第3号被保険者に係る届出

国民年金第3号被保険者とは、公務員などの国民年金第2号被保険者に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)が対象となり、第3号被保険者である期間は、保険料を御自身

で納付する必要はなく、保険料納付済み期間として将来の年金額に反映されます。

配偶者が被扶養者として認定された際には、国民年金第3号の届出を共済組合が本人に代行して日本年金機構へ申請することとなっています。

共済組合の被扶養者認定については、認定事由発生日から30日以内に届出をしないと書類を受け付けた日からの認定となりますが、国民年金第3号被保険者の資格取得については、認定事由発生日まで溯り、日本年金機構へ認定を申し立てることができます。

この場合には、「国民年金第3号被保険者該当申立書」を併せて提出してください。

※短期組合員の「国民年金第3号被保険者関係届」は、共済組合は経由せず、事業主より届出を行うため各所属総務担当者へ提出してください。

必ず必要なもの

- ・ 「被扶養者申告書」
- ・ 「資格確認書交付申請書」※令和6年12月2日以降の新規認定者で交付を希望する者
- ・ 「被扶養者個人番号申告書」※封緘してください。
- ・ 「同意書」
- ・ 戸籍謄本又は配偶者の戸籍抄本
- ・ 国民年金第3号被保険者届書
- ・ 年金手帳のコピー（基礎年金番号が確認できるページ）又はねんきん定期便のコピー

所得の状況により必要なもの

ア 無職無収入の者

- ・ 所得証明書

イ 結婚による者（結婚前無職無収入の者）

- ・ 前記アと同様のもの

ウ 結婚にともない退職した者

- ・ オ～キと同様のもの

エ 年金を受給している者

- ・ 前記アと同様のもの
- ・ 年金決定（改定）通知書の写（直近の年額がわかるもの）
- ・ 年金請求中のときは請求先から交付される「試算書」の写

オ 退職にともなう者

（雇用保険の失業給付を受給中（日額3,611円※未満）及び給付制限期間中の者）

- ・ 退職後の所得について
- ・ 「雇用保険受給資格者証」の写 [失業給付受給についての取り扱い](#)→📄
※資格者証が交付されるまでに2週間程度は要することから、給付制限がある場合等は
離職票1・2の写しをもって、とりあえず確認することもできます。

ただし、後日、必ず「雇用保険受給資格者証」（表・裏）の写を提出ください。

※60歳以上の者または障害年金決定者は日額5,000円未満

カ 退職にともなう者(雇用保険の失業給付を受給しない者)

- ・ 退職後の所得について
- ・ 離職票「1」「2」(原本を添付してください。)

「届出書類の留意事項」を参照 → 

※退職時に離職票の交付を希望しなかった場合には、「資格喪失確認通知書」を提出してください。

キ 退職にともなう者(雇用保険の受給権がない者)

- ・ 退職後の所得について
- ・ 退職証明書(公務員の場合は退職辞令の写)
- ・ 離職票「1」「2」

ク 退職にともなう者(雇用保険の失業給付の受給を延長する者)

- ・ 退職後の所得について
- ・ 退職証明書
- ・ 雇用保険の失業給付の「受給期間延長通知書」の写

ケ 雇用保険の失業給付が終了した者

- ・ 退職後の所得について
- ・ 「雇用保険受給資格者証」の写(「受給終了」の表示があるもの)

コ 勤務形態の変更等により収入が減額となる者

- ・ 所得証明書
- ・ 雇用形態証明書

サ パート・アルバイト等をしている者

- ・ 所得証明書
- ・ 前1年間分の「給与支払証明書」又は雇用形態証明書

シ 傷病手当金を受給している者

・・・雇用保険の失業給付と同様、日額3,612円以上※の給付を受けている場合には、被扶養者とすることはできません。なお、傷病手当金受給中は、雇用保険の失業給付は受給延長手続きとなるはずです。

※60歳上及び障害年金決定者は日額5,000円以上

- ・ 退職後の所得について
- ・ 傷病手当金額のわかるもの

ス 事業所得等のある者

(学習塾・ピアノ・書道塾講師・美容院・薬局・飲食業経営・家賃等不動産収入・農業等)

- ・ 所得証明書
- ・ 確定申告書の収支内訳書の写(確定申告をしていない場合は収支内訳のわかるものを作成)

セ 事業をやめた者

- ・ 所得証明書
- ・ 廃業届の写

(参考)



4 被扶養者の認定・取消に必要な書類一覧表 .xls

◎市区町村で発行した証明書類(住民票等)は発行されてから3ヶ月以内の書類に限ります。

個人情報の提供について

地方職員共済組合が保有する個人情報を、以下に掲げる利用目的のため、一般財団法人静岡県職員互助会、事業主である静岡県等及びその他提供先に対して提供することがあります。
そのため、「資格取得届」、「被扶養者申告書」に添付の同意書を提出してください。

(利用目的)

地方職員共済組合静岡県支部が取り扱う個人情報の保護に関する細則第3条第2号イ及び第4号に定める利用目的

←細則リンク

(提供する情報)

- ・ 長期給付事業に関する日本年金機構等との交換情報
- ・ 一般財団法人静岡県職員互助会の行う給付等の実施に係る情報
- ・ 事業主である静岡県等の行う認定等に係る情報
- ・ その他提供先において支部が提供することの同意を取っている情報

※短期組合員については、①の情報提供は行いません（年金制度については、厚生年金（日本年金機構）の適用となるため）。

- ・ 関係様式（一般組合員）

必ず必要なもの



被扶養者申告書R6.12.2.xls



資格確認書交付申請書.xlsx **※令和6年12月2日以降の新規認定者で交付を希望するもの。**



被扶養者個人番号申告書R4.10.1.xlsx ※個人番号申告書は、封緘のうえ「特定便在中」と記載



個人情報の提供に関する同意書R4.10.1.doc



国民年金第3号被保険者届R4.10.1.xls

所得の状況により必要なもの



退職後の所得についてR4.10.1.doc雇用形態証明書R4.10.1.doc給与支払証明書R4.10.1.doc



退職証明書R4.10.1.doc国民年金第3号被保険者該当申立書R4.10.1.xls扶養に関する申立書(子以外)R4.10.1.doc

・短期組合員はこちらで確認ください⇒📄